

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水銀に関する水俣条約の早期発効及び国外における水銀対策の進展を図るため、外国人水銀研究者育成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、同要綱第2条第1号に規定する水銀研究留学生（以下「留学生」という。）の熊本県立大学（以下「県立大学」という。）大学院への受入れ及び奨学金の給付に要する経費に対し、予算の範囲内において県立大学に補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費は、県立大学が、県立大学大学院と国立水俣病総合研究センターの連携大学院（以下「連携大学院」という。）への留学生の受入れ及び当該留学生に対する奨学金給付に要する経費とする。

2 補助率は、前項に規定する補助金の交付の対象経費の10/10以内とする。

(留学生の受入れに要する経費の内容)

第3条 前条に定める留学生の受入れに要する経費の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校案内及び募集要項の作成費用 留学生向けの学校案内及び募集要項に関する英語翻訳や冊子作成に関する費用
- (2) 留学生募集に関する広報旅費 外国の大学等において留学生募集に関する広報活動を行う場合の旅費
- (3) 留学生の受入れに要する事務等経費 前2号に掲げる費用のほか、留学生募集に係る資料作成、連絡通信等の事務経費及び留学生の生活環境整備に関する経費

(奨学金の給付に関する経費)

第4条 第2条に定める奨学金の給付に要する経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学院の入学金及び授業料
- (2) 渡日旅費及び帰国旅費
- (3) 住居・生活支援費
- (4) 学会出席等に係る旅費

(入学金及び授業料)

第5条 前条第1号に定める大学院の入学金及び授業料の額は、大学院への修学に当たり、留学生が県立大学に納入する授業料等の実費とする。

(渡日旅費及び帰国旅費)

第6条 第4条第2号に定める渡日旅費及び帰国旅費の額は、次のとおりとする。

- (1) 渡日旅費 渡日する留学生の現住所の最寄りの国際空港から水俣市までの交通費（航空運賃はエコノミークラスに限る。）
 - (2) 帰国旅費 水俣市から帰着する場所の最寄りの国際空港までの交通費（航空運賃はエコノミークラスに限る。）
- 2 渡日旅費は、留学生として最初に来日する際に限り支給するものとする。
 - 3 帰国旅費は、連携大学院を修了し、母国又は勤務する国際機関の赴任地に渡航する際に限り支給するものとする。

(住居・生活支援費)

第7条 第4条第3号に定める住居・生活支援費の額は、月額150,000円とする。

- 2 留学生が30日を超えて日本を離れた場合、休学した場合又は長期に欠席した場合は、前項の住居・生活支援費を減額する。ただし、特別な事情があると認められる場合にはこの限りでない。

(学会出席等に係る旅費)

第8条 第4条第4号に定める学会出席等に係る旅費の額は、大学院の研究課程における必要性から留学生が県立大学と国立水俣病総合研究センターを往復する場合の交通費及び県立大学が認めた国内の学会出席等に係る交通費を、県立大学の旅費規則に基づき支給するものとする。

(奨学金の支給期間等)

第9条 奨学金の支給期間は、実施要綱第5条第1項及び第2項に定める受入期間を限度とする。ただし、受入期間を延長した場合であっても、奨学金の支給金額は3年間相当額を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、留学生が実施要綱第8条に基づき知事に誓約した事項に違反した場合又は県立大学が研究成就の見込みがないと判断する場合には、県立大学は、知事と協議した上で、奨学金の支給を停止するなどの措置を講ずるものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、平成29年4月28日とし、その提出部数は1部

とする。

(補助金の交付の条件)

第11条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるものとする。

(決定の通知)

第12条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第13条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の額又は補助事業の経費の配分若しくは内容の変更(補助対象経費の20%以内の内訳変更等軽微な変更を除く。)とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書は、別記第6号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第7号様式)により、補助金の額に変更を生じない時は変更承認通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(状況報告)

第14条 県立大学は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第10号様式)
- (2) 収支精算書(別記第11号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、平成30年3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第16条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第17条 規則第16条第1項の請求書は、別記第13号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、別記第14号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第18条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

住所

申請者

氏名

印

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付申請書

平成29年度において、下記のとおり外国人水銀研究者育成支援事業を実施したいので、外国人水銀研究者育成支援事業費補助金 金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記第3号様式（第10条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
県補助金	
補助事業者 支 出 金	
計	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
事業に要 する経費	
内 訳	

別記第4号様式（第12条関係）

年 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

（補助の条件）

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 熊本県補助金等交付規則及び平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項の規定を遵守してください。

別記第5号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

申請者

氏名

印

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金変更交付申請書
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった平成
29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金について、下記のとおり変更したい
ので、熊本県補助金等交付規則第7条及び平成29年度外国人水銀研究者育成支援事
業費補助金交付要項第13条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

3 添付書類

- (1) 事業変更計画書（別記第6号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

別記第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金変更交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金 金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

（補助の条件）

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 熊本県補助金等交付規則及び平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項の規定を遵守してください。

別記第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金計画変更承認通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第9号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項第15条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

（添付書類）

- 1 事業実績書（別記第10号様式）
- 2 収支精算書（別記第11号様式）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第10号様式（第15条関係）

事業実績書

1 事業実績の概要

2 事業実績

事業の内容	県補助額	事業に要した経費	経費の内訳

3 事業着手・完了年月日

平成 年 月 日着手

平成 年 月 日完了

別記第11号様式（第15条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	年度予算額	年度決算額	比 較	
			増	減
県補助金				
補助事業者 支 出 金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区分	年度予算額	年度決算額	比 較	
			増	減
事業に要 した経費				
内 訳				

別記第12号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付確定通知書
年 月 日付け 第 号で交付決定しました平成29年度外国人水銀研究者の育成支援事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第13号様式（第17条関係）

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座番号		

年 月 日

住所

氏名

印

熊本県知事

様

別記第14号様式（第17条関係）

平成29年度外国人水銀研究者の育成支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項第17条第2項の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座番号		

【概算払を必要とする理由】

年 月 日

住所

氏名

印

熊本県知事

様